

令和5年度 第1回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和5年7月10日（月）午後1時30分～3時10分

【会 場】： 新潟市役所 本館6階 講堂3

【出席者】： 委員長 上村 都 （大学教授）
委 員 今井 あかね （大学教授）
委 員 梅澤 克博 （公認会計士）
委 員 富山 栄子 （大学教授）
委 員 松岡 立行 （弁護士）
委 員 榎並 みほ （公募委員） （出席数：6名／委員数：6名）

（司 会）

開会にあたり、本日は委員改選後初めての委員会となりますので、委員の皆様におかれましては、着席のままで結構ですので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

配付しました名簿の順でお願いしたいと思います。始めに、今井あかね委員、よろしくお願いいたします。

（今井委員）

日本歯科大学新潟短期大学に勤めております、今井あかねと申します。今回から参加させていただきます。初めてですので、よろしくお願いいたします。

（司 会）

続いて、上村都委員、よろしくお願いいたします。

（上村委員）

新潟大学法学部の上村都と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（司 会）

続いて、梅澤克博委員、よろしくお願いいたします。

（梅澤委員）

公認会計士の梅澤克博と申します。今年度から就任させていただきました。よろしくお願いいたします。

（司 会）

続いて、富山栄子委員、よろしくお願いいたします。

（富山委員）

事業創造大学院大学の富山と申します。前期に引き続き、就任させていただきました。どう

ぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

続いて、松岡立行委員、よろしくお願ひします。

(松岡委員)

弁護士の松岡と申します。新任で勝手がよく分からないのですが、よろしくお願いいたします。

(司 会)

続いて、榎並みほ委員、よろしくお願ひします。

(榎並委員)

西区から来ました、公募で委員をさせていただきます榎並です。よろしくお願ひします。

(司 会)

それでは、次第の「1. 委員長の互選について」、事務局から説明させていただきます。

1. 委員長の互選について

(事務局)

契約課長の加藤です。このたびは、皆様、大変お忙しい中、入札等評価委員会の委員を引き受けていただき、大変ありがとうございます。再任の方、新任の方、それぞれのお立場において公平な視点で、新潟市の入札制度について忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、委員長につきましては、この委員会の開催要綱に「委員長は委員の互選により定める」とあるのですけれども、皆様のほうで私が委員長をというような方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようでしたら、事務局としましては、再任でいらっしゃいます上村委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご承認いただき、ありがとうございます。上村委員は委員長席のほうへご移動をお願いいたします。それでは、上村委員長、進行をよろしくお願ひいたします。

(上村委員長)

委員長を務めさせていただきます、上村です。委員の皆様のご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、あらためまして、次第に沿って進めさせていただきます。次第の「2. 定例会議報告」の「(1) 令和4年度下半期(10月～3月)発注工事に関する入札・契約手続の運用状

況等並びに総合評価方式」について、事務局から報告をお願いいたします。

2. 定例会議 報告

(1) 令和4年度下半期(10月～3月)発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告

(事務局)

それでは、「令和4年度下半期の発注工事に関する入札・契約手続の運用状況」について、報告と説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページ、「発注工事総括表」をご覧ください。予定価格が250万円以下の工事を除く、令和4年10月から令和5年3月までの半年間の発注工事の状況です。契約総件数が333件、当初契約額の合計は104億5,082万5,000円で、平均落札率は91.53パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりです。

件数については、前年同期が377件であったのに対し、44件の減となっております。

平均落札率については、前年同期が91.58パーセントであったのに対して、0.05ポイント低下しています。

次に、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものです。本市においては、平成15年に公正取引委員会の立入検査があり、官製談合と認定され、その後、入札・契約制度改革を実施いたしました。その結果、平均落札率につきましては、公正取引委員会の立入検査が入る前は、平成15年度上半期が95.6パーセントだったのに対し、直後の下半期に一般競争入札の拡大、指名競争入札における指名業者数の拡大、全ての工事に最低制限価格を設けるなどの改革を行い、平均落札率が86.4パーセントまで低下いたしました。その後、1,000万円以上のすべての案件を電子入札とした平成19年度下半期に82.39パーセントと最低となり、平成20年度以降はリーマン・ショックの影響で不況が続き、建設業者の倒産が増え、適切な利潤を確保するため、最低制限価格を2パーセントずつ3回、計6パーセント引き上げた結果、平成23年度以降、平均落札率はおよそ88.5パーセントを推移しております。平成25年度下半期に東日本大震災の被災地復興事業や公共事業の増などを受け、全国的な資材費の高騰と工事の担い手不足を反映し、一時的に平均落札率が下がりましたが、平成26年度上半期には落ち着きました。その後、平成26年12月に予定価格5,000万円未満の区役所発注案件について、最低制限価格の下限を90パーセントに引き上げたことにより、平成27年度は91.47パーセントとなりました。平成28年度、平成29年度には、中央公共工事契約制度

運用連絡協議会モデル、いわゆる公契連モデルの改正に伴い、基準を下回らないよう最低制限価格の計算式を調整しております。

グラフをご覧くださいと、平成 20 年度に最低制限価格を 2 パーセント引き上げて以降、下がりすぎた平均落札率が上昇し、平成 26 年度に区役所発注案件について下限を 90 パーセントに引き上げて以降は、ほぼ横ばいの状態が続いております。

次に、総合評価方式について、技術管理課からご説明申し上げます。

(事務局)

技術管理課の明間です。よろしく申し上げます。

それでは、3 ページをご覧ください。総合評価方式について説明いたします。

「1. 総合評価方式とは」ですが、総合評価方式につきましては、価格競争だけではなく、価格と価格以外の技術的な要素を評価の対象として、品質や施工方法などを総合的に評価し、技術力と価格の両面から、最も優れた者を落札者とする入札方式となっております。

次に、「2. 本市における総合評価方式の取り組み」です。本市では、平成 18 年度から設計金額 1,000 万円以上の一般競争入札案件の工事を対象に試行し、建設業団体との意見交換や、必要に応じてアンケート調査などを通じ、段階的に条件の見直しを行い、平成 25 年度以降は設計金額 5,000 万円以上とし、特殊な工事や著しく実績の少ない工事などを除いた 60 パーセントの件数を実施してまいりました。令和 4 年度の実施件数は 53 件となっており、その内、2 件は簡易な施工計画の提出を求める「簡易型」となっております。今年度も引き続き、設計金額 5,000 万円以上の工事を対象に総合評価の対象になりうる件数の 60 パーセントを実施する予定としております。

次に、「3. 本市において実施している総合評価方式の主なタイプ」です。本市では、企業及び配置技術者の施工実績や工事成績などにウェイトを置いて評価を行う「①特別簡易型」もしくは「②簡易型」を主に採用しております。

それでは、最後に、「4. 特別簡易型と簡易型のタイプ分け及び評価項目・評価点について」です。4 ページをご覧ください。「令和 5 年度技術評価点の配点表」を基に説明します。配点表上段の評価項目欄の右側に、「特別簡易型」と「簡易型」がそれぞれ縦軸に表作成してありますが、それらタイプ分けにつきましては、「評価項目」欄の下段の「簡易な施工計画」を入札参加者から求めるか求めないかで分けており、簡易な施工計画を求める場合は、その施工計画の提案内容が、発注しようとする工事に対して有効な手法なのかどうかを実績と合わせて判断しております。また、両タイプとも、工事金額に応じてⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類し、参加できる企業のランクに応じて設定しております。

次に、横軸の「技術評価点」ですが、上から中項目として「簡易な施工計画」、「工事の施工

能力」、「地域・社会貢献度」、「客観的な優良性」の4つの項目に分けており、各項目の横軸の数字が上限値になっております。

それでは、順に説明します。「簡易な施工計画に」については、簡易型のみが対象になっております。次に、「工事の施工能力」については、企業及び配置技術者の工事成績や工事实績を評価する項目となっております。次に、「地域・社会貢献度」については、災害時の活動協力や除雪協力、ボランティア活動など、地域への貢献度を評価する項目になっております。最後に、「客観的な優良性」については、ISOや優良工事表彰などを評価する項目になっております。

以上の各評価項目の評価点を合計したものが、その下の「技術評価点」になっております。技術評価点については、特別簡易型が20点満点、簡易型が30点満点とし、タイプに応じて技術力の重みを変えて評価しております。そして、さらにその下の「価格評価点」、それぞれ80点、70点を加えて合計100点満点とし、入札参加者の評価を行っております。

再度、3ページに戻っていただき、本市の総合評価の採用については、工事の難易度、発注件数に対する割合などを考慮しつつ、どの工事を総合評価とするのか、また、総合評価の際にどのタイプを採用するのかは、工事内容や現場特性などを踏まえて選定しております。

昨年度の総括としては、令和4年度の総合評価方式の工事成績評定点の平均点は85点以上となっており、令和3年度の84点以上に引き続き、高い水準を保っております。このことから総合評価方式は公共工事の品質向上に有効であると考えております。

(上村委員長)

ただいまの説明につきまして、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。それでは、続いて、「苦情処理」、「指名停止」、「談合情報対応」について、事務局は報告をお願いします。

(事務局)

「苦情処理」、「指名停止」、「談合情報対応」について、報告いたします。

資料の5ページをご覧ください。「苦情処理」につきましては、該当案件はありませんでした。

続いて、6ページから7ページの「指名停止」についてです。昨年度、下半期において指名停止となった案件は3件で、該当業者は4社になっております。

1社目の措置対象事業者は、「DynaBook 株式会社」です。広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条「不当な取引制限の禁止」の規定に違反する行為を行ったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。このことが、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の第2条要領別表第2第

3号の「独占禁止法違反行為」に該当したため、6か月の指名停止としました。

2社目の措置対象事業者は、「五洋建設 株式会社」です。西日本高速道路株式会社発注の「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、令和3年7月9日に作業員が負傷したことについて、所轄の労働基準監督署に遅滞なく報告書を提出しなければならないところ、8月19日まで提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により、同社の使用人が令和4年12月22日、大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定しました。こちらが指名停止等措置要領第2条要領別表第2第7号の「不正又は不誠実な行為」に該当し、1か月の指名停止としました。

3社目、「水道機工 株式会社」、4社目が「株式会社 水機テクノス」です。こちらはいずれも、資格要件を満たさない者を技術者として配置し、また、虚偽の申請に基づいて得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局から建設業法違反による監督処分を受けました。こちらが指名停止等措置要領第2条要領別表第2第6号(2)の「建設業法違反行為」に該当し、1か月の指名停止としました。

7ページに、指名停止等措置要領の該当条項を参考までに掲載しております。

続いて、8ページをご覧ください。「談合情報対応状況」ですが、こちらについては該当案件がありませんでした。

(上村委員長)

ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

(2) 当番委員より抽出工事事案の説明

(上村委員長)

それでは、続いて、次第の「(2) 当番委員より抽出工事事案の説明」についてです。今回審議します抽出工事事案については、事務局からの依頼により、再任である富山委員から事前に抽出していただいているとのことです。抽出事案と抽出理由について、富山委員から説明をお願いいたします。

(富山委員)

それでは、説明させていただきます。10ページ目をご覧ください。

制限付一般競争入札について、5番、こちらは金額が1億9,800万円と大きく、合計13のうち、辞退11と多く、かつ総合評価であるため、抽出させていただきました。

次に、66番、合計16のうち、辞退13、無効1であるため、抽出させていただきました。205番、落札率98.16パーセントと高く、合計2のうち、超過1であるため、抽出させていた

だきました。

続いて、指名競争入札です。1番、落札率99.34パーセントと高く、合計15のうち、辞退7、超過5、棄権2であるため、抽出させていただきました。

最後に、随意契約です。5番、落札率99.34パーセントと高いため、抽出させていただきました。

(上村委員長)

抽出事案については、事務局から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に説明していただきます。なお、質疑については、ある程度区切りながら行いたいと思います。

それでは、一般競争入札の総合評価方式の事案について、事務局は説明をお願いします。

(3)抽出工事案件の審議

(事務局)

契約課課長補佐の小樋山です。よろしくお願いいたします。

11ページをご覧ください。「工事番号」は東下第1号、「案件名」が内野雨水1号吐口渠合流改善貯留施設設置工事となっております。「発注方式」は、制限付一般競争入札で総合評価方式を採用しております。「工事担当課」は東部地域下水道事務所です。「予定価格」が1億9,052万円、「落札金額」が1億8,000万円でした。この二つの価格は税抜きです。「落札率」が94.48パーセントで、「工事種別」は土木一式、建築一式など29種類あるうち、本案件は土木一式となっております。

「工事概要」ですが、内径2,500ミリの貯留施設4基と、分水人孔という特殊なマンホールを設置する工事となっております。一定以上の雨水が流れ込むと、超えた分を貯留施設に移して溜めておき、一定以上の雨水が流れてきた際に、一定量を超えたものを貯留施設に送るための特殊な構造を備えたマンホール設備です。貯留施設は直径が2.5メートル、縦が概ね10mの巨大な筒状のものになります。これらを下水道管周りに4本埋め込んで、いざというときに雨水をため込むといった設備を設置する工事内容となっております。

1枚めくっていただいて、12ページ、工事内容に関する資料になります。新潟市の一部地域では、生活排水と雨水を同じ管渠で排水する合流式下水道方式を採用しております。合流式下水道は建設コストが安いというメリットがあつて、下水道整備をスピーディーに進めることができるというメリットが2点上げられます。ただし、豪雨があつた際には、処理施設の許容量を超えた排水が必要になった場合に、汚水混じりのままで川に水を放流しなければいけないので、河川の水質悪化の原因になると言われております。雨水用の下水道管と汚水用の下水

道管を別々に用意する分流式という設置方式もあるのですが、そちらの場合は雨水管だけを未処理のまま河川に放流できますので、こうした問題は起きないとされております。ただし、合流式の場合は、今申し上げたような問題点がありますので、これを受けて下水道法の改正があり、令和5年度までに合流式下水道の改善対策を講じよということで、自治体に義務づけがなされました。本市としては、「新潟市合流式下水道緊急改善計画」を策定し、その一環として、本工事が実施される流れとなりました。

11 ページに戻ります。「競争参加資格の設定内容」ですが、工事ごとに定める要件と一般的な共通要件を定めた一般競争入札共通公告があるのですが、その二本立てで設定しております。上記「資格を設定した経緯・理由」です。この工事の個別の資格要件については、副市長を委員長とする、「新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会」が設置されており、こちらに諮ったうえで決定しております。

続いて、「資格参加申請書の提出者数」、「辞退者数等」、「入札参加者数」ですが、先ほど委員からもお話があったとおり、参加申請が13者のうち、辞退者が11人で、最終的に参加者が2者となっております。「落札候補者の資格認定」ですが、すべての案件で落札候補者に対して資格審査を実施しております。「入札状況等の契約までの経過」は記載のとおりです。

13 ページにお進みください。こちらが入札公告になります。記載事項としては、ご覧のとおり、「案件番号」、「工事番号」、「工事名」、「工事場所」、「履行期限」、「発注部署」、「工事担当課」、「公表日」、「入札方式」、「工種」などがあります。

このほかとしては、「予定価格」を事後公表としており、落札候補者決定後に公開しているものになります。最低制限価格については、総合評価方式だったため、設けておりません。そのほか、「申請申込締切日時」から「入開札予定日時」については、記載のとおりです。

続いて、「前払金」ですが、契約締結後、施工業者から請求があった場合には、契約金額の4割以内を前払いするという方式があり、本案件については、この前払金を「する」と設定しております。続いて、「部分払」です。工期が2年以上続く場合に、年度ごとの出来高に応じて支払いをするというものになっており、本案件では「しない」としております。「入札保証金」については、新潟市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は免除としております。「請負業者賠償責任保険」については、本案件では要加入としております。

続いて、「単体又は特定共同企業体」の項目です。一定金額以上の工事は、特定共同企業体、いわゆるJVの結成を条件としております。本工事においては、工事の規模からJVでなくてよいことから、単体としております。「格付又は評点」については、競争入札に参加するには、2年に一度、入札参加資格申請を行う必要があります。申請内容に基づいて、提出のあった資料等を基に、本市にて事業者に対し、格付けを実施しております。本案件においては、土木一

式のSランクまたはAランクと設定しており、それより下のランクの事業者は参加ができません。

続いて、「営業拠点」です。地方自治法で地域要件を設定することができるかとされており、本市においても地域振興や地域の雇用の確保を目的として、新潟市の事業者を優先する内容の要件を設定しております。本案件においては、市内に本社を持つ事業者のみが参加可能という設定にしております。

「実績要件」については、先ほど申し上げた審査委員会に諮って定めております。平成19年度以降の請負金額1,000万円以上の土木一式工事の元請の実績がある事業者としております。「工事概要」については、先ほどご説明させていただいたとおりです。

最後、「備考」についてです。積算疑義申立対象案件とありますが、これは、開札後に予定価格を公表し、積算上の疑義があれば事業者からこれを受け付けるというものです。その後段の繰越承認ですが、これは、議会で予算の繰り越しが認められた場合は、年度を越えて履行期限が設定される見込みの工事となるということを記載しております。

続いて、14ページです。こちらは入札・契約結果の詳細になります。繰り返しになりますが、予定価格は1億9,052万円、最低制限価格については総合評価方式を採用しているため、設定しておりません。参加申請が13者あり、辞退者が11者、有効札を入札した業者が2者でした。技術点を含めた総合評価の結果、「株式会社 吉田建設」が落札者となっております。落札額は1億8,000万円でした。

辞退理由ですが、辞退者11者のうち、大半が「技術者の確保ができなかった」という理由をあげております。これは、先ほど申し上げた合流下水道の改善計画の期限、令和5年までに対策を完了せよという期限が迫っており、同時期に船見下水処理場、関屋ポンプ場、白山ポンプ場で同様の工事が並行して行われていたため、技術者の確保に困難があったことから、辞退者が多くなったと認識しております。そのほか、参加申請をとりあえず出したが、その後、総合評価の評価項目を吟味してみたところ、実績や加点を狙える項目が少なく参加を断念したという事業者もあったと思われます。

(事務局)

それでは、抽出事案①の総合評価の内容について技術管理課から説明します。本案件は総合評価方式の簡易な施工計画を求める簡易型を採用しております。

15ページをご覧ください。まず、上の表の「総合評価方式による評価結果」です。当該案件においては、入札参加者名欄にある13者について総合評価を行いました。なお、「株式会社 吉田建設」、「秋葉建設興業 株式会社」の2者以外は辞退をしておりますので、辞退した11者については総合評価の評価対象から外れております。今回の入札において、価格評価点Aと

技術評価点Bを合計した総合評価点A+Bの最高点、91.383点を取った「株式会社 吉田建設」が落札候補者になりました。

次に、下段の「工事成績平均点表」です。工事成績平均点につきましては、各企業の過去5か年における新潟市発注工事の成績点の平均点を算出して、成績評価点に換算したものです。なお、工事成績平均点が82点以上の場合は、最高で7点の評価となります。

次に、16ページをご覧ください。「総合評価方式に関する評価調書」についてです。まず、上の表は「工事番号」、「工事名」、「工事場所」、「工事概要」、「予定価格」、「調査基準価格」などを記載しております。そして、真ん中の表には「総合評価の配点及び評価項目」を記載しております。そのうち、技術評価点は点数が記載されている項目について、今回の評価対象としております。一番左が「簡易な施工計画」、その右が「工事の施工能力」として、企業の能力や配置予定技術者の能力を評価したものです。その右が「地域貢献度」として、災害時活動協力、除雪委託契約、高齢者雇用、障がい者雇用などを評価したものです。また、その右が「客観的な優良性」として、品質マネジメントに関する国際基準であるISO認証の有無などを評価したものになっております。

技術評価点は、これらの評価項目の評価点の合計で、30点満点になります。さらに、その点数に価格評価点として70点満点を加えた合計100点満点とし、入札参加者を評価しております。なお、入札を辞退した場合、評価対象から外れるため、技術評価点の評価点欄は空欄となっております。

結果として、表の一番右の技術評価点合計点の欄に記載しておりますが、落札候補者である「株式会社 吉田建設」の技術評価点は、30点満点中21.383点となっております。

最後に、一番下の表をご覧ください。こちらが「総合評価結果」となっております。この表には、「入札価格」、「予定価格以下で調査基準価格以上の価格」、「調査基準価格を下回った価格」及び「入札価格に基づく価格評価点A」と先ほどの「技術評価点B」、そしてA+Bを合計した「総合評価点」が記載されております。

今回の価格評価点では、「予定価格以下で調査基準価格以上の価格」のうち、最も低い金額の1億8,000万円が配点基準価格、その額で応札した「株式会社 吉田建設」が70点満点となっております。

以上の経緯を踏まえて、総合評価点欄の順位の記載のとおり、株式会社吉田建設が100点満点中91.383点と最も高い得点を獲得し、落札候補者となっております。

以上で、説明を終わります。

(上村委員長)

ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

(富山委員)

技術者が確保できなかったから辞退されたところが多かったということですが、技術者はそもそも全体として不足しているのかというのが1点目です。

2点目は、工事そのものが集中していたということですが、工事を平準化できているのか、平準化するために何か対策はされているのかという点を教えていただければと思います。

(事務局)

技術者については、この工事に限らず、全体的に技術者が非常に不足しているという声は建設業界全体の問題として聞いております。

この工事については、13 ページの実績要件にあるような技術者、実績要件などを求めています。少し変わった工事といたしますか、あまり例のないような工事でしたので、その辺りで各社、配置する技術者をどうしようかなというところはあったのかなと思います。

工事の平準化については、建設業界からも平準化した工事をお願いしますと言われております。おっしゃるように、集中しますと技術者が配置できないという理由で競争性が損なわれるということがあってはいけませんので、なるべく平準化をしています。ですが、先ほどもご説明したとおり、これは令和5年度がリミットの計画でして、令和5年度に一斉に行っているわけではなく、船見や白山ポンプ場の案件はもっと前に発注しているのですが、さまざまな事情で工期の重複が生じており、最終的にこの工事を発注したときには、まだほかにもいくつか同種の工事が動いているという状況だったと認識しております。

(松岡委員)

今回、吉田建設と秋葉建設興業の2者が残ったということですが、仮に秋葉建設興業も辞退したとなると、本案件は流れるのですか。1者だけが残り、ほかは全部辞退の場合、入札は成立するのか不成立なのかを教えてください。

(事務局)

本案件は一般競争入札で、要件にさえ合えば広く公募して募集しております。辞退ということは、参加申請はしたが札を入れなかったという形です。結果、最終的に辞退などがあって有効札が1者であったとしても、流れるということはありません。

(松岡委員)

そうなのですね。超過は最後まで積算して入札して、競争はしたけれども敗れるということだと思いますが、辞退して結果1、2者しか残らないとなると、果たして競争性が働いているのかなど。10 ページを拝見すると、いずれの案件も、超過は別として、結果2者くらいしか残らないといったパターンが多いように感じました。

(事務局)

10 ページの案件はそういった理由で残った事業者が少ないということで、富山委員が問題意識を持たれて抽出していただいたということになりますが、基本的には、2者しか残らないというものばかりではありません。別冊資料2もお配りしていますが、こちらが下半期に発注・契約した案件について、どれくらいの辞退や札入れがあったかを記載した一覧になっております。

(梅澤委員)

先ほどの富山委員のお話に関連するところもあるのかなと思うのですが、工事の発注のタイミングが重なったことから辞退者が多かったという件についてです。そもそも、平成15年度の法改正により合流式下水道に対しての工事が行われるとのことですが、合流式の下水道をやる場合には、雨水の貯留施設に流せるような工事が必要になりますということが、過去からある程度分かっている状況で、おそらくコストが割安なことから合流式下水道はほかの地域でもたくさん造られたと思います。こういった工事は将来的にはやらなければいけないということがある程度明確なのかなと思いますが、そういうことが分かっても平準化しにくいのでしょうか。スケジュールを見直しされたとは思いますが。

(事務局)

おっしゃるとおり、工事の平準化というところで、うまくいかなかった部分も市側の事情としておそらくあるのかなとは思いますが、平成15年からの、非常に長期の計画の中で、今回、たまたま4件工期が重複してしまいました。ですが、全体で言うともものすごい数の関連工事が実施されていまして、具体的には処理場2か所、ポンプ場14か所、雨水吐き1か所という、かなりのボリュームのある工事を平成15年以降継続的にやってきていて、リミットがあつていよいよ帳尻が合わなくなってきたという部分もあろうかと思えます。計画的な工事の実施については、先ほど申し上げた、市の計画をあらかじめ策定し、それに沿ってやってきたところではあるのかなと認識しております。

(梅澤委員)

分かりました。結局、立て続けに集中してしまうと、今回みたいに辞退者が多くなってしまうようですが、一般競争入札なのに辞退者が多いと、そもそも一般競争入札を行う意味があるのかなとも思います。できることなら、一定規模の業者たちの中での競争入札が成立するほうが、やっている制度の意味としてはあるのではないかと思います。

(今井委員)

工事内容とは関係ないかもしれないですが、履行場所が西区なのに担当工事課が東部と記載されていますが、東部が西区をやるとか、西部が東区をやるとか、何か基準や管轄のようなもの

のはあるのですか。

(事務局)

新潟市には下水道を管理する部門として「東部地域下水道事務所」、「西部地域下水道事務所」、「下水道管理センター」の3か所があります。名称がややこしいのですが、東部地域下水道事務所は全区の雨水の対策を行う部署となっており、今回は雨水対策の工事であるため、東部地域下水道事務所が工事課となっております。

(今井委員)

分かりました。もう1点、お聞きしたいのですが、備考のところ、繰越承認が得られた場合と書いてあるのですが、工期とかは単年度で終わらないということなののでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。単年度では終わらない見込みなので、その場合は議会での承認が必要となります。本案件の場合、令和4年度に計画づくりをしたのですが、令和5年度までかかってしまうと。令和5年度の11月30日を目安として考えていますということをおたっています。

(上村委員長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進みたいと思います。残りの一般競争入札2件について、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

秋葉区地域総務課長の古俣です。よろしくお願いいたします。

17 ページをご覧ください。抽出事案2「西下第503号 新津中部排水区枝線258他管更生工事」について説明いたします。

予定価格、落札金額、落札率は、表の上のほうに記載のとおりです。その下、工事種別は土木一式で、本工事は下水道管の耐久性および流下能力を保持するため、老朽化した既設管内の内側に新たな管を構築する工事となります。

18 ページの資料をご覧ください。本工事はダンビー工法と呼ばれる工法を採用しており、図をご覧くださいと、黄色い包帯のようなもの「ストリップ」を、マンホールから地下の管内に引き込み、管渠の内側にスパイラル状に巻き立てて、それをさらに管渠内を移動する製管機が、ストリップとストリップの間を固定する器具「SFジョイナー」を使って接着・固定し、連続したストリップの管を形成する工事となっています。下段には写真がありますが、着手後は管の内側にストリップが貼り付けられて、管の更生工事が終わるという格好になります。

19 ページが一般競争入札公告で、新潟市契約規則に基づき、入札参加資格要件などを記載

しています。公告は9月29日で、履行期限は契約の日から令和5年3月15日までとなっております。入札の予定日時は令和4年10月24日10時20分です。営業拠点については、新潟市内に本社（店）、又は支店、営業所を有するもので、実績要件は記載のとおりです。なお、工事の概要については、管の更生工事として、口径800ミリの管が51.13メートルと、1,000ミリの口径の管が6.75メートルとなっております。

続いて、20ページをご覧ください。こちらが入札結果です。本件の一般競争入札では16者の入札参加申込がありましたが、13者が辞退し、3者が応札しました。そのうち1者が電子入札後に辞退したため、無効となりました。

本件で辞退者13者、無効1者となった原因ですが、その他の工事を受注したために技術者の確保ができなくなったことのほか、コロナ禍やウクライナ情勢等により急激な資材の価格高騰が生じ、公告時における工事の設計価格と実勢価格に差が生じたことが要因であると考えています。

本工事の積算については、直近の単価表である「土木工事等設計単価表」、こちらは令和4年8月30日以降適用のものと、それから「土木工事等設計単価表（別冊市調査単価編）」で市の調査単価を掲載したものの2種類がありますが、後者は令和4年4月30日以降適用というもの、この2種類を用いて、この工事の積算が行われています。

今ほど申した単価表のうち、後者のほうについては、例年4月と10月に改定されており、単価の比較をしたところ、主要資材に15パーセントの上昇が見られたため、直接工事費としては70万円上昇していることが分かっております。

実際に、本工事では、資材単価高騰に伴い、契約後における単価の変更の可否を尋ねる質問が開札前にありましたが、その質疑の時点では単価変更の可否については判断ができないという旨を回答しているところです。

以上、整理しますと、技術者の配置が困難なこと並びに急激な資材価格が高騰する一方で、それに伴う設計変更の見通しや確約がないことにより、辞退者が多数になったものと考えられます。

（事務局）

江南区地域総務課の松屋です。よろしくお願いたします。

抽出事案3「亀清セ第25号 亀田清掃センター2号バグフィルタろ布更新工事」について説明いたします。

21ページをご覧ください。入札方式は制限付一般競争入札、工事担当課は亀田清掃センターです。予定価格は税抜き1,518万円に対し落札金額は1,490万円で、落札率は98.16パーセントでした。工事種別は機械器具設置です。

工事概要は記載のとおりですが、詳細については 22 ページをご覧ください。バグフィルタは、排ガス中に含まれる有害な成分やダイオキシン類を除去するための装置で、ろ布というフィルターによって取り除かれます。ろ布の耐用年数は 3 年から 4 年で、経年劣化により性能が低下すると、排ガス中に含まれるダイオキシン類の基準値を超過するおそれがあることから、全数 462 本を交換する更新工事を行ったものです。

23 ページをご覧ください。入札公告については、記載のとおりです。

入札結果については、24 ページをご覧ください。参加申請者が 2 者で、2 者が応札しましたが、1 者は予定価格を超過し、有効札だった 1 者が落札しました。

入札参加者が 2 者と少なかった理由については、担当課によりますと、ろ布自体はどの会社でも調達できる市販のものですが、ろ布の交換は技術が必要な作業で、少しでもずれてしまうと有害成分が漏れ出てしまうことから、実績のない業者は対応が難しいのではないかとのことです。この案件は、過去の結果を見ても多くて 3、4 社の参加しかなく、今回も本市において実績のある施設工業と、設備の建設業者であります荏原環境プラントのみの参加だったと思われます。

落札率が 98.16 パーセントと高くなったことについては、担当課によると、設計にあたり施設工業の見積もりを参考にしたとのことですので、本番の入札では、通常は参考見積より価格を下げて入札する傾向にあります。その下げ幅が小さかったため、結果として落札率が高くなったものと思われます。

(上村委員長)

ただいまの 2 件の説明について、ご質問等はありませんか。

(富山委員)

前者のほうですが、単価が 15 パーセント上昇していたのに確約できないという説明をされたのはなぜなのでしょう。

(事務局)

資材の発注は、おそらく契約と同時にすると思うのですが、実際、価格の増高がどの程度になるのかは、実際に契約した後でないと分からない、はっきりできないということが背景にありました。

(上村委員長)

よろしいでしょうか。関連してですが、20 ページの予定価格について、令和 4 年 4 月時点での市の調査単価を基準として設定されたということでしょうか。

(事務局)

この工事の積算の単価は 2 種類の単価表を用いて積算しています。一つが土木工事等設計単

価表です。こちらは毎月単価が改定されており、本案件では令和4年8月30日以降適用の単価表を用いました。それからもう一つの単価表は、名称が紛らわしいのですけれども、前者と同じ土木工事等設計単価表なのですが、市が独自に単価を調査して定めている単価表というものがあ、それを先ほどの説明では前者ではなく後者と申し上げました。こちらの後者の単価表については、例年、4月と10月の年2回改定しております。後者の単価表については、4月30日以降適用の単価を適用して工事の積算をしております。

(上村委員長)

そうしますと、令和4年4月時点、それから8月時点の単価をベースに積算されたのが予定価格ということでしょうか。

(事務局)

はい。

(上村委員長)

分かりました。

(松岡委員)

今後のウクライナ情勢なども鑑みると、価格高騰するケースはありうると思います。民間の標準約款とかですと、著しい資材高騰の場合、価格調整とかをする特則みたいなものが入っているケースが多いかと思、国土交通省のスライド条項みたいなものがあるそうですが、新潟市の場合、一旦入札してしまうと、基本的にはもう資材が高騰しても受注者の責任で価格調整しないということになっているのか、それとも、そういう協議の余地があるのか。それがあれば、入札者も安心して入札できるのかなと思いますので、そのあたりを教えてください。

(事務局)

19 ページの入札公告をご覧ください。入札公告の公表日が9月29日、入開札予定日時が令和4年10月24日とありますが、そのスライド条項の適用について、ちょうどこの間の10月7日付で通知が出ております。本案件では、入札後に業者から資料等を提供いただいて、スライド条項を適用して契約変更を行っております。

(松岡委員)

今まで制度の周知をされていなかったのですか。

(事務局)

新潟市の標準約款といいますか、工事請負約款という、すべての工事に適用する約款があり、そちらにそういった急激な資材の高騰や人件費の高騰があった場合には変更しますという、いわゆるスライド条項を設けております。

10月7日の通知というのは、昨今の物価高とかそういったことを受けて、その適用の仕方や手続きなど少し取り扱いを緩やかにしたというものです。今までは、実勢価格といいますか市場価格がどうかということで判断していましたが、通知後は、業者が買った金額がいくらだったかなどを証明してくれれば、その金額を見て判断しますよというように取り扱いを変えています。

(松岡委員)

では、より弾力的に価格変更が認められるようになったということなのですね。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(梅澤委員)

後半の亀田清掃センターについてですが、こちらは入札した業者が2者しかおらず、材料などは特に特別なものではないけれども、その材料を使って行う技術者に特別な技術が必要ということで、それができる業者が少ないということでした。こういった特殊な案件も一般競争入札として取り扱われるのでしょうか。特定の業者しか扱えないような案件でしたら、指名競争入札や随意契約といった、業者をある程度特定された契約区分でやったほうがいいのかと思います。一般競争入札でやられる理由がありましたら、教えてください。

(事務局)

金額的に1,000万円を超過しておりますので、一般競争入札という扱いになっております。随意契約の中でも一者随意契約ですと、本当にそこしかできないかということを見て判断します。今回の場合ですと、一応2者はいると。梅澤委員がおっしゃる、その2者の指名でいいのではないかというご意見もあろうかと思いますが、今申し上げたとおり、指名競争入札か一般競争入札かというのは金額で決めていて、1,000万円未満であれば指名競争で何者か呼んで決めていいが、1,000万円以上になったらさらに門戸を広げて一般競争入札にしましょうという決まりになっています。以上のことから、今回は一者随意契約でも指名競争でもなく、一般競争入札で実施しました。

(松岡委員)

その関連で、今おっしゃったように、随意契約の中には少額随意契約と特命随意契約があるようで、金額が安いのは、あまり何社も入れてコンペをやらなくてもいいですよということで、趣旨は分かるのですが、文献を見ると、特命随意契約が結構多いようです。そうなると、1,000万円以上だと、一般競争入札に行くという選択肢しかないということでもいいのかと。実際、落札率を見ても随意契約と同じくらい高い落札率になっていますし、先ほどの値段の算定も、見積書を参考にされたということですので、やっている内容は随意契約に近い感じがします。

(事務局)

特命随意契約の中にもいくつかパターンがありますが、本市の場合、特命随意契約というか一者随意契約がとても多いかという、先ほどの入札状況をご説明したとおり、333 件中の 9 件ですので、それほど多いわけではありません。一者随意契約の場合は、本当にそこしかできないかどうかということを見て、随意契約をすることになります。2 者以上できるにもかかわらず、一者随意契約をすることはありませんので、そういった場合は競争入札になります。

(上村委員長)

競争入札の方が望ましいという意味では、広く公募にかけたほうが、やはり、それは望ましいと思います。ただ、今回のように、営業拠点を新潟市どころか日本国内に本社、支店を有するものということで、これだけ広くかけてもなかなか手を上げてくれるところが少ないのであれば、かえって一般競争にかけることで市の負担があるのかなという気もしました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先に進めたいと思います。続いて、指名競争入札 1 件について、事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

西区総務課の内藤と申します。よろしくをお願いいたします。

資料 25 ページをご覧ください。抽出案件説明書 4 について、工事担当課は西区建設課、工事名は鳥原本村大野下江排水路改修工事の案件です。予定価格は 906 万円に対し、落札価格 900 万円で、落札率は 99.34 パーセントでした。工事種別等は、記載のとおりです。

26 ページをお開きください。工事概要についてです。本工事は、農業水利施設の長寿命化対策による農業生産の継続に必要な基盤整備、保全を目的に、国の水利施設等保全高度化事業の補助金を活用し、老朽化した農業用排水路の更新を行ったものです。

27 ページをご覧ください。入札情報についてです。表の一番下、工事概要欄に記載のとおり、本工事は令和 4 年度内に一度不調となっておりまして、その再入札を行ったものです。1 回目は 10 者を指名いたしまして、全者辞退となりました。

続いて、28 ページをお開きください。入札・契約結果詳細についてです。下の表に記載の 15 者を指名し、7 者が辞退、2 者が入札書不着による棄権、5 者が超過となり、有効札は 1 者となりました。辞退届の内容を確認したところ、コスト高を理由に上げられる者が多くありました。また、5 者が超過となったことについては、事業者の見積もり額、内訳を確認したところ、直接工事費については設計額内に収まっていましたが、共通仮設費や現場管理費、一般管理費、いわゆる間接費において設計額を超過している傾向がありました。加えて、昨今の人材不足の状況から、現場代理人や技術者の確保が困難な状況を聞いており、事業者をとりまくこ

これらの経営課題が、落札率が高くなったこと、辞退や超過が多くなった要因と考えております。

(上村委員長)

ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

28 ページの予定価格が事後公表で 906 万円とのことですが、これはどのように価格を見積もられたのでしょうか。多くの業者の入札金額が超過となっていますので、果たして、この予定価格の設定自体が適切に行われたのかどうかという点が少し気になりましたので、お尋ねした次第です。

(事務局)

工事担当課である西区建設課が標準単価表に基づいて積み上げをしております。なお、事業者幅広く確認すると、やはり、技術者の確保が難しいことから、競争意欲が落ち、積極的に価格を下げてまで入札に参加せず、結果、全体として上がったと推察されます。

(上村委員長)

分かりました。

(松岡委員)

これは指名競争とのことですが、総合評価方式ではないのですよね。

(事務局)

一般競争入札の中には総合評価方式というものがありますが、今回の場合は価格によって決める指名競争入札になります。

(松岡委員)

そうすると、安ければ勝つということですよ。そうすると、やはり、委員長もおっしゃるように、安かろう悪かろうになると困るという可能性もあるかと思えます。今は積算ソフトがありますよね。にもかかわらず、入札金額が予定価格に対して超過する業者がここまで多い。なぜそこまでずれたのかという検証が必要な気もするし、そもそも、ここまで超過が多いと競争になっていないように感じます。1 者しか有効な札が入ってないわけですし。

(事務局)

今回は 1 者が有効ということでしたが、西区内において技術者不足がありました。繰り返しになりますが、他の工事で工期を延長しているというような状況も当時、多々あり、その中で価格を下げて札を入れるという競争原理が働かなかったのではないかとということで、超過が多かったと思われま。

(松岡委員)

ということは、落としたいときは通常ならもっと下げるが、今回はそこまでしなかったということですね。

(富山委員)

国としても人件費は上げてくださいというように言っているわけなのですが、新潟市はその辺りどのような方針を考えているのでしょうか。技術者が不足している中で、技術者の人件費を今までどおりにするのか、それともある程度アップさせていくのか。

(事務局)

労務単価、いわゆる人件費については毎年度見直しをしており、建設業界からもさまざまなお声を頂戴しています。国全体も県も市もいずれも労務単価費は上がっております。ですが、上がった分の労務単価費が賃金に反映されるかというのは事業者の問題になります。本市は非常に中小事業者が多いので、例えば、10年前と比べて20パーセント上がったから、皆さんの賃金も20パーセント上がっているかということ、なかなかそうはいかないという部分があります。私どもで設定する労務単価は年々上がっている状況ですし、ぜひ賃金にも反映していただきたいと思っています。

(松岡委員)

その関連ですが、例えば、総合評価方式の中に、利益なり売り上げを労働者にどれだけ分配しているかといった、労働賃金の配当率みたいなもので、より労働者にたくさん払っている会社の評価を上げるとか、そういった総合評価の項目があってもいいのかなと思うのですが、現状やられていたり見直しを図られたりするのでしょうか。

(事務局)

今ほどの質問ですが、下請にどのくらい払っているかというのは我々のほうでは分からないのが実情です。建設業法では、不当な賃金での下請けは禁止されていますが、実際にきちんと支払われているかは分かりません。ただ、本市としても、適正な価格でお願いしますよというのは業界団体との意見交換を通じて言っていますが、まずは前提としてこちらが適正な金額で発注するのが大事かと。そこから適正に下請けにきちんと支払われていけばいいなという期待を込めますが、実際にいくら分配されているかという部分までは把握できておりません。

(松岡委員)

今おっしゃったのは下請の話だと思いますが、私がイメージしてお話ししたのは、受注した社内で労働賃金をどこまで分配しているかということです。会社として従業員に賃金分配を、例えば、社内に内部留保するとか、株主に配当するとか、役員報酬に行くとか、いろいろと使い道がありますよね。会社の財務内容について、経営事項審査を通じて、新潟市がどこまで把握されているのは分かりませんが、人件費の割合などを見ると、おそらく、労働者に手厚い経営の会社だなと分かるのではないかと。より労働者に分配している会社は、地域貢献や地域の住民の所得・賃金の増加にも貢献しているので、市としても応援して評価してもいいのではな

いかと、そういうような趣旨の質問でした。

(事務局)

本市はやっておりませんが、他の自治体で総合評価の加点項目において、若手育成のために賃金を上げている会社の加点をしているところもあります。いずれは若手や女性の登用を含めて、そういった加点の評価もする必要があると思っておりますが、今は検討段階です。特に、新3Kとも言われていますし、「希望」、「給与」、「休暇」の中で、「給与」は今一番スポットの部分ですので、それについてもきちんと整理したいと思っております。

(上村委員長)

国の公共工事などのときに、確か総合評価の一つの項目に、賃金の見直しをやっているかどうかというような、若手や女性にだけスポットを当てたものではなく、賃金体系自体の見直しをやっているかどうかという項目もあったような気がします。また今後、見直すときがありましたら、あわせて昨今の賃金状態を踏まえて項目の検討もお願いできればと思います。

ほかに、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、先に進みたいと思います。続いて、随意契約1件について、事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

契約課の小樋山です。抽出事案説明書5に沿って説明させていただきます。

29 ページをお開きください。工事番号は建保第127号、案件名が市役所本庁舎本館エレベーター改修工事の案件です。予定価格が1億5,099万円、落札金額が1億5,000万円で、これはいずれも税抜き価格です。落札率が99.34パーセントとなっております。工事種別は機械器具設置です。工事概要はご覧のとおりですが、15人乗りエレベーター3基の改修工事になります。

30 ページに詳細図があります。経年劣化に伴う部品の更新を実施するものです。かごから巻上機、ドアまで、一切合切を新しくするような内容の工事となっております。工事概要に記載がありますが、市役所本庁舎が建ったときに設置されたエレベーターということで、設置から34年経過しており、機器の劣化による誤作動もあったということで、いよいよ更新が必要な状況になり、改修に踏み切りました。現行の建築基準法に適合していない状況でもありますので、更新を機に、現行の建築基準法に合わせた形に修正していくというように聞いております。

29 ページに戻りまして、選定した相手方は「日本オーチス・エレベーター株式会社 関東支店」です。随意契約の理由ですが、エレベーターは国内5社しか取り扱いがないということで、その5社それぞれがサイズだったり部品の仕様だったり異なっていると聞いておりま

す。5社のメーカーしか取り扱いがなく、一旦、例えば、日本オーチスのエレベーターを設置した場合は、保守更新に関しては日本オーチスしかできない。ほかに東芝ですとか何社かあるわけなのですが、いずれにせよ、導入した際のメーカーに保守更新作業をしてもらうほかのような体制で運用されているということです。建物まるごとの工事であれば、付帯する工事部分があるので、そういった場合には、当然、競争入札を実施する形になるのですが、基本的には、保守更新の場合ですと、エレベーターの部分のみいじるということになりますので、現行機器のメーカーにお願いするしかないというように聞いております。そのため、地方自治法の随意契約のできる理由の中で、「性質、目的が競争入札に適さないもの」に該当するというところで、一者随意契約にしたという経緯です。

見積状況等の契約までの経過ですが、令和5年3月24日に見積もり合わせを実施し、その後、予定価格内の見積書の提出があったため、3月30日に契約しました。

1ページめくっていただき、入札情報の詳細です。こちらについては先ほどの説明と重複する部分が多いので、割愛させていただきます。

さらに1ページ進んでいただき、32ページの入札・契約結果です。見積もり合わせの結果、1億5,000万円で落札し、落札率は99.34パーセントとなっております。

予定価格と落札額が非常に近いということなのですが、理由として、予定価格の設定にあたり、積算ではなく、日本オーチスから提出された参考見積もりを基に予定価格を決定したということで、結果、予定価格に非常に近い、99パーセント超の落札率となっております。日本オーチスが参考見積もりの最初の段階から、精度の高い見積もりを出してきたためであると認識しております。ただし、そのオーチスが提出してきた見積書が適正な金額であるかどうかという点については、確認をしっかりとっており、積算資料などを基に金額がその幅の中に収まっているのかですとか、昨今の経済状況などによる資材の価格変動ですとか、エレベーターに関するような過去事例などを比較して、価格が大きく上振れしていないかなどを確認していると聞いております。

(上村委員長)

ただいまの説明につきまして、ご質問等はありませんか。

(富山委員)

ご説明、ありがとうございます。落札金額が1億6,500万円になっておりますけれども、これはなぜなのでしょう。

(事務局)

消費税分です。

(上村委員長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で抽出事案の審議はすべて終了いたしました。本日の委員会において、全体に関する質問や市の入札、契約制度について、ご意見などがありましたらお願いいたします。

(富山委員)

総合評価方式のところで、若手と女性、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンというものが、非常に注意を払わなければいけないというトピックスになっておりますので、新潟市としても早めに対応されたほうがいいのではないかと思います。

(上村委員長)

ご検討をお願いいたします。

(梅澤委員)

先ほどの制限付一般競争入札のところで、辞退者が多く出てしまうと、本当にそれをやっている意味があるのかということになってしまいますので、ある程度の数の業者が参加できるような工夫が必要になってくるのではないかと思います。

(事務局)

発注要件を決めるときにも、あまり限定的にならないようにしています。できるだけ市内で発注したいとは思っていますが、競争性が働かないようであれば全国まで広げることもあります。発注時期の平準化を含めて、競争性が働いて公正な入札になるように努めたいと思います。

(松岡委員)

本会議の所感ですが、今回の抽出事案は、富山委員にて問題があると思われるものをピックアップしていただいて議論しましたが、その案件に限って言っても合理的な説明をされていると思いますので、市民のために適切で妥当な運用をなさっていると感じました。

(上村委員長)

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、委員から出されましたご意見等について、事務局では今後の参考としていただければと思います。よろしく申し上げます。

最後に、次第の「3. その他」に入りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

3. その他

(事務局)

さまざまなご議論、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

この入札等評価委員会ですが、年に2回開催しております。次回の定例会議は令和5年11月下旬を予定しております。もう少し時期が近づきましたら、事務局から日程調整のご案内を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、審議対象工事を抽出していただく次回以降の当番委員についてですが、今回、初回ということもあり、再任である富山委員にお願いしたところです。次回からは、新任委員の方にも、委員名簿の順番に従い、今井委員、梅澤委員、松岡委員の順でお願いできればと考えております。お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(上村委員長)

以上をもちまして、本日の委員会はすべて終了となります。閉会とさせていただきます。スムーズな議事運営へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。